

【実施年度】◎：実施済み、○：一部実施、●：検討中

令和4年12月末現在

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考	
				R3	R4	R5	R6	R7			
柱1 「ひと」との共生											
【推進施策1】ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進											
新規	1	誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出	◎	◎					・令和3年4月に開設した大宮交通公園内サイクルセンターにおいて、子供からお年寄りまでライフステージ別の自転車安全教育を実施している。		
	2	ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施	◎	◎					・中学校において「見て分かる！自転車安全教室」や「自転車安全教室（事故のリスク・社会的責任編）」を開催している。また、令和元年度から、「見て分かる！自転車安全教室」のノウハウを取り込んだ教材を、中学校の保健体育の授業等で活用している。 ・令和3年4月に開設した大宮交通公園内サイクルセンターにおいて、子供からお年寄りまでライフステージ別の自転車安全教育を実施している。		
	充実	3	多様なニーズに応じた自転車教室の実施	◎	◎					・自転車のルール・マナーを知ってもらい、子どもに正しく伝えてもらうため、子育て中の保護者を対象としたパパママ自転車教室を実施している。 ・令和3年4月に開設した大宮交通公園内サイクルセンターにおいて、子供からお年寄りまでライフステージ別の自転車安全教育を実施している。	
【推進施策2】自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進											
新規	4	地域等との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎					・市内自動車教習所9校にて、教習生向け、一般市民向けに自転車安全利用講習を実施している。 ・地域の交通安全対策協議会等が開催する交通安全講習会等において、自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を配布している。		
	5	各種イベントにおけるルール、マナーの啓発	◎	◎					・㈱アーキエムズと連携し、平成26年度から毎年「自転車マナーアップフェスタ in 京都」を開催。 ・令和3年度は新型コロナウイルスの感染対策を講じたうえで、11月に大宮交通公園で開催した。 ・令和4年度は、11月6日に梅小路公園七条入口広場で開催（来場者数：34,798人）		
	6	自転車安全利用促進啓発員によるルール、マナーの啓発	◎	◎					・自転車安全利用促進啓発員（市行財政局）による、都心部（自転車通行禁止区域等）や京都駅周辺等における啓発や、京都府警、区役所や地元交通安全対策協議会等との連携による自転車利用者に対する合同街頭啓発等を実施している。		
	7	様々な媒体を活用したルール、マナーの啓発	◎	◎					・啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」やサイクルサイト、フリーペーパー、啓発動画など、様々な広報媒体を活用し、自転車安全利用に係る情報を発信している。		
	8	大学との連携によるルール、マナーの啓発	●	◎					・公民連携事業「KYOTO CITY OPEN LABO」を活用し、株式会社きょうべえ及び同志社大学学生寮生と連携して、大学生向け自転車ルール・マナー啓発コンテンツ冊子を作成した。 ・京都市内に所在するすべての大学・短大に対し、新入生向けとして、「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を配布している。 ・大学生向けフリーペーパー「ガクシン」春号への記事掲載を行った。		
	9	企業との連携によるルール、マナーの啓発	◎	◎					・「京都市自転車安全利用推進企業制度」107事業所（R4.12末）に、毎月「自転車安全利用推進企業ネットワーク通信」を配信。年1回、研修会を実施。 ・令和3年11月15日にフードデリバリーサービスの業界団体である一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会と京都府警察、本市の三者で交通安全に向けた協定を締結。協定に基づき、令和3年11月、令和4年5月に自転車配達員向け講習会を実施した。		
	10	自転車保険加入義務化に伴う加入の徹底	◎	◎					・自転車保険加入啓発チラシを、6万部作成し、市内公共施設、学校等に配布。（R3加入率は84.4%） ・推進企業である保険代理店の管理者を地域企業に派遣し、自転車保険の義務化をはじめとする自転車の安全利用についての講習会を実施している。 ・令和3年11月に実施した「フードデリバリーサービス事業者向け自転車安全利用講習会」において、自転車配達員及び安全管理者に対し、自転車保険に関する講習を実施した。		
	11	自転車利用の安心・安全を確保するための啓発等の推進	●	◎					・サイクルセンターで実施する自転車教室においてヘルメット着用について啓発している。 ・令和4年12月に、学生を中心とした自転車利用者が多い今出川通3箇所の主要交差点において、一斉街頭啓発「今出川通作戦」を実施。京都府警察や地元団体に加入し、令和4年度は、道路交通法改正を踏まえ（一社）日本フードデリバリーサービス協会（JaFDA）スタッフ及び加盟事業者の配達員の方26人にも参加いただき、自転車マナーやヘルメット着用推進の声掛けを行った。		
	12	自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	◎	◎					・自動車ドライバー向けの啓発として、啓発用動画を京都市YouTube公式チャンネル「きょうと動画情報館」やサイクルサイト等で配信している。 ・自動車ドライバー向けの啓発として、啓発用チラシを市内の自動車教習所や京都府警運転免許試験場等での講習で配布している。		
	13	自転車盗難防止対策等の推進	◎	◎					・都心部において、注意喚起パトロールを実施している。（行財政局）		
【推進施策3】観光客の自転車利用ルール、マナーの向上											
新規	14	レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの啓発	◎	◎					・平成29年9月に「京都市レンタサイクル事業者認定制度」を創設。令和4年12月末現在で、21事業者を認定しており、レンタサイクル利用者に対して、自転車の交通ルールや、事故又はトラブル等に関する対応を口頭及び文書等で周知している。		
	15	広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	●	○					・ホテル・旅館等を対象に啓発チラシの配布や外国人観光客向けのフリーペーパー、本市の外国人観光客向けの公式ホームページ（観光MICE推進室）や、当室で運営しているサイクルサイト等を通じ、ルール、マナーの周知を実施している。 ・アフターコロナにおける外国人観光客の増加に対し、様々な媒体を使用しルール、マナーの周知啓発ができる啓発用コンテンツを作成している。		
	16	自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発	◎	◎					・京都観光公式ホームページ「京都自転車観光ガイド」において、市内の多様なエリアでの自転車観光の情報を発信している。 ・総合情報サイト「京都市サイクルサイト」において、駐輪場の位置や自転車利用のルール、マナーに関する情報を発信している。 ・アフターコロナにおける外国人観光客の増加に対し、様々な媒体を使用しルール、マナーの周知啓発ができる啓発用コンテンツを作成している。		

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考	
				R3	R4	R5	R6	R7			
柱2 「まち」での共生											
【推進施策4】自転車走行環境の整備											
	充実	17	自転車走行環境整備の新たな箇所での実施	◎	◎				・令和3年度は、他事業等の影響のため、施工できなかった重点地区の未整備箇所において施工（11.6km）。 ・令和4年度は、自転車交通量（2,000台以上／12時間）がある路線のうち、他事業がない路線を中心に7.2kmの整備を行う。		
		18	自転車走行環境整備の効果検証	◎	◎				・経年調査を行う自転車走行環境の整備箇所において、自転車の順走率や車道走行割合等、自転車の利用状況等調査を実施している。 ・生活道路における自転車利用状況の変化等の調査及びアンケート調査を実施している。 ・改定後の京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、自転車走行環境整備を行う路線について、自転車利用状況の変化等の調査及びアンケート調査を行い、改定前後のガイドラインに基づく自転車走行環境整備の効果を比較検証していく。		
	充実	19	「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の見直し	◎	◎				・京都市自転車政策審議会での以下の審議を経たうえ、令和4年4月に改定した。 ■令和4年2月4日 令和3年度第3回京都市自転車政策審議会（ガイドライン改定の方向性について） ■令和4年3月18日から同年3月28日 令和3年度第4回京都市自転車政策審議会（ガイドライン改定案について）		
		再掲	自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発			再掲（No.12）			—		
【推進施策5】駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進											
		20	駐輪場整備の推進	◎	◎				・助成金制度の活用や、公募事業者による道路占用等による駐輪場整備、付置義務による駐輪場設置等により、駐輪場の箇所数は、年々増加してきている。（285箇所、57,730台（R4.12末））。 ・令和3年度に西大路駅北自転車駐車場の増設工事を実施した。		
		21	市営駐輪場の機能向上	◎	◎				・一部の既存駐輪場において、高齢者や女性でも自転車の出し入れが容易な二段ラックへの更新や精算機のキャッシュレス化、チャイルドシート付き・電動アシスト付きなど、規格外の自転車の専用スペースの拡大を実施している。		
		22	付置義務制度を活用した駐輪場整備の促進	◎	◎				・京都市自転車等放置防止条例の趣旨に基づき、集客施設において駐輪需要に応じた自転車駐輪場が整備されることにより、良好な都市環境の形成に資するよう、取組を進める。		
	新規	23	小規模分散の駐輪需要への対応	●	●				・都心部等の駐輪需要の高いエリアにおける小規模分散の駐輪需要への対応していくため、民間駐輪事業者へヒアリングを実施している。		
		24	駐輪需給調査の実施	◎	◎				・国の依頼（平成27年度までは内閣府、平成29年度以降は国土交通省）に基づき、隔年で放置自転車台数及び駐輪場の利用台数の調査を実施している。また、国の調査が実施されない年度は、本市独自に放置自転車台数の調査を実施している（令和4年度：1日当たり0台）。		
	新規	25	情報発信の充実等による駐輪場利用の促進	●	●				・駐輪場の満空情報の発信について、民間駐輪事業者へヒアリングを実施している。		
		26	放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去の実施	◎	◎				・短時間の放置が多い箇所については、重点的に撤去を実施している。 ・平成27年7月1日から、市街地のほとんどの公共の場所を撤去強化区域に包括的に指定するとともに、鉄道事業者が管理する駅前広場など、公共性の高い私有地も撤去強化区域に指定している。		
柱3 「くらし」での共生											
【推進施策6】環境にやさしく快適な移動環境づくり											
	新規	27	公共交通を補完するシェアサイクル等の推進	●	○				・シェアサイクルの更なる利用・普及促進を目指して、京都市の公有地（15か所）を活用し、サイクルポートを設置する事業者及び京都市と協定を締結し、安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境づくりに取り組んでいただけた事業者を令和4年12月に募集した。 ・応募状況においては、主要4事業者から公有地の貸出し及び協定の締結について応募があった。 ・今後は公有地の貸出し及び協定の締結先事業者の選定を行い、広報発表するとともに、協定の締結については締結式を実施する予定		
		28	自転車通勤等の情報発信の実施	●	○				・平成26年度に「京都市自転車安全利用推進企業制度」を創設し、これまで106企業・事業所を指定（R3.3末現在）。 ・推進企業である保険代理店の管理者を地域企業に派遣し、自転車保険の義務化をはじめとする自転車の安全利用についての講習会を開催している。 ・令和4年2月に国（国交省）から、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」の宣言企業（団体）として本市が認定され、市が一事業者として自転車通勤を率先垂範し、サイクルサイト等で取組（職員研修等）の情報発信を実施している。		
【推進施策7】健康増進のための自転車の活用											
	新規	再掲	自転車通勤等の情報発信の実施			再掲（No.28）			—		
	新規	29	市民に身近なサイクリススポーツの推進	●	●				・サイクルセンター等において、市民に身近なサイクリススポーツを体験する機会の提供等の支援を検討中である。		
	新規	30	障害のある人も自転車を体験できる環境づくり	◎	◎				・タンデム自転車やハンドサイクル等を用いた「インクルーシブ・サイクリング体験会」を令和3年10月16日と令和4年11月3日に開催した。		
	新規	31	自転車による健康教室等の実施	●	◎				・「健康サイクリング」のコンテンツを作成し、サイクルセンターで実施している。		
	新規	32	自転車による健康づくりの情報発信	●	○				・サイクルセンターで実施する健康づくりに資する自転車教室や、「いきいきシニアポイント事業」と連携した取組を、「京都市サイクルサイト」で発信している。		
		33	健康長寿に関する取組との連携推進	◎	◎				・「いきいきシニアポイント事業」と連携した取組を、「京都市サイクルサイト」で発信。		

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考	
				R3	R4	R5	R6	R7			
	【推進施策 8】安心・安全な自転車観光の推進										
		再掲	自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発		再掲（No.16）			—			
	新規	34	郊外等でのサイクリング事業等の実施	●	◎			・洛西支所・長岡京市・向日市・大山崎町、（株）あさひ、京都市観光協会、大原野保勝会等との連携により、「ツール・ド・京都西山」と冠するサイクルツーリズム事業を実施している。（R4. 3. 28～9. 30 京都西山ヒルクライム参拝！）			
	充実	35	広域的なサイクリングルートの設定	●	◎			・令和 4 年 3 月、関西広域連合と連携し、「関西広域サイクリングルート」の新ルート「忍びの里・古都周遊ルート」を設定した。			
	新規	36	自転車ラックの設置等によるサイクリング環境の整備	●	●			・市内で自転車を利用するサイクリストや観光客等が休憩等できるスポットとして、「サイクルサポートステーション（仮）」の設置をするため、事業者等との連携を検討中である。 ・また、「サイクルサポートステーション（仮）」としての機能を付与するため、連携いただける事業者への支給物品（駐輪ラック・空気入れ・修理工具）の調達費用を令和 5 年度向け予算要求している。			
		再掲	レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの向上		再掲（No.14）			—			
	充実	再掲	広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発		再掲（No.15）			—			
	【推進施策 9】災害対応を視野に入れた自転車の活用										
	新規	37	災害発生時における自転車の活用	●	○			・シェアサイクルの更なる利用・普及促進を目指して、京都市の公有地（15 か所）を活用し、サイクルポートを設置する事業者及び京都市と協定を締結し、安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境づくりに取り組んでいただける事業者を令和 4 年 12 月に募集した。 ・協定の締結に係る要項上の運営基準において、災害時のシェアサイクルの利活用について、事業者から提案してもらうこととしており、今後、事業者と協議のうえ、災害時の協力内容を盛り込んだ協定を締結する予定 ・応募状況においては、主要 4 事業者から公有地の貸出し及び協定の締結について応募があった。			
	【推進施策 10】その他関連施策										
		38	総合的な情報発信の充実	◎	◎			・平成 29 年度開設の総合情報サイト「京都市サイクルサイト」のリニューアルを令和 3 年 11 月に実施した。自転車保険、ルール・マナー、走行環境等従来のコンテンツに加え、「自転車と健康」「サイクルセンター」のページを新たに作成した。 ・啓発イベントの実施結果等の情報をフェイスブックやツイッター等の SNS を活用し発信している。			
	新規	39	自転車利用実態等のデータ収集の手法の研究	●	●			他都市の事例等も踏まえながら、効果的なデータ収集の手法について検討中である。			
	新規	40	自転車の再利用等の推進	●	●			不要自転車の譲渡の普及など、不要自転車の環境に配慮した活用を検討している。			